

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

- (1) 本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「第2次熊谷市総合振興計画」の部門計画として、熊谷市総合振興計画や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第14条第3項及び「熊谷市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)第9条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための市町村男女共同参画計画にあたります。
- (4) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (5) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法 平成13年法律第31号)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (6) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法 平成27年法律第64号)第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (7) 本計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間とし、5年ごとに見直しを行います。

平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	平成 40 年度
第2次熊谷市総合振興計画(平成30年度～39年度)									
第2次くまがや男女共同参画推進プラン(平成31年度～40年度)									

*年度表記について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期日を定める政令により、平成31年5月1日に改元されることが決まりました。

本計画では、「平成」と表記していますが、改元後については、次のとおり読み替えます。

西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
平成	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年
新元号	元年※	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年

(※2019年は4月30日まで平成、5月1日以降は新元号。)

3 基本理念

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

とも
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる

男女共同参画宣言都市 熊谷

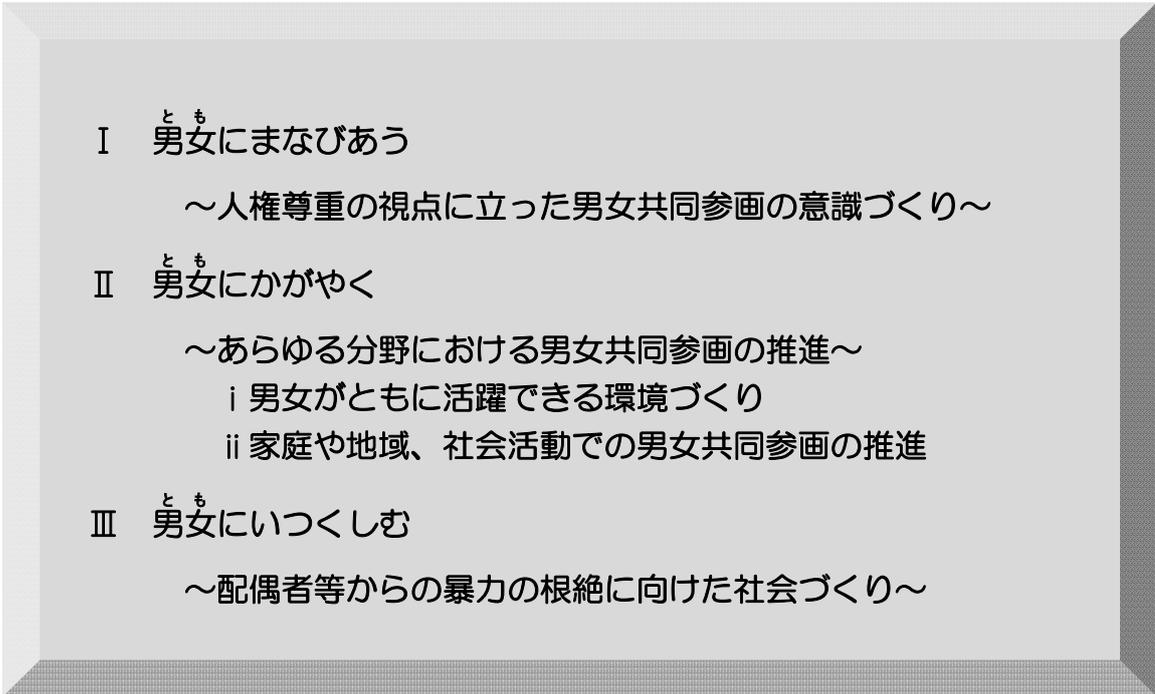
基本的な視点

条例第3条から要約

- 1 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取扱いを受けずに、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
性別による、固定的な役割分担意識等をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策や方針の立案及び決定の共同参画
市の政策・事業者の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
家庭生活における活動と就業等の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮すること
- 5 国際的協調
国際社会の取組と密接な関係があることを十分理解すること

4 基本目標

基本理念をもとに、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、現状と課題を踏まえた上で、各分野にわたる施策を計画的に推進し、本市における「男女共同参画社会」の実現をめざします。

- 
- I ^{とも}男女にまなびあう
～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～
 - II ^{とも}男女にかがやく
～あらゆる分野における男女共同参画の推進～
 - i 男女がともに活躍できる環境づくり
 - ii 家庭や地域、社会活動での男女共同参画の推進
 - III ^{とも}男女にいつくしむ
～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

※「^{とも}男女」という表記は、女性と男性とが性別に関係なく、共同して、あらゆる分野に参画していくことを表しています。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本目標		主要課題		施策の方向	
<p>I</p> <p>男女(とも)にまなびあう</p> <p>～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～</p>	1	男女共同参画の意識づくり	(1)	男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進	
			(2)	男女共同参画に関する情報の収集・提供	
			(3)	メディア等における男女の人権の尊重	
	2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)	学校教育等における男女共同参画の推進	
			(2)	男女共同参画の意識を高める学習の充実	
	3	生涯を通じた心身の健康づくり	(1)	男女の性と人権を尊重する意識づくり	
(2)			生涯にわたる健康づくりへの支援		
<p>II</p> <p>男女(とも)に かがやく</p> <p>～あらゆる分野における男女共同参画の推進～</p>	i 【熊谷市女性活躍推進計画】	4	就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
				(2)	ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり
				(3)	女性の就業・起業等に対する支援
	5	子育て・介護への支援	(1)	子育て支援の充実	
			(2)	介護支援の充実	
	6	政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進	(1)	女性の政策・方針決定過程への参画推進	
			(2)	女性の人材育成の充実	
	ii 家庭や地域・社会活動での男女共同参画の推進	7	家庭生活における男女共同参画の推進	(1)	家庭生活における男女共同参画の推進
(2)				地域活動における男女共同参画の推進	
8		地域社会における男女共同参画の推進	(1)	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
			(2)	貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
(3)	国際社会に対する理解				
<p>III</p> <p>【熊谷市DV防止基本計画】</p> <p>男女(とも)にいつくしむ</p> <p>～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～</p>	9	DV防止に向けた啓発活動の充実	(1)	配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進	
			(2)	若年者に対する予防啓発の推進	
	10	被害者等への相談支援体制の充実	(1)	早期発見への取組の推進	
			(2)	相談体制の充実	
			(3)	庁内及び庁外の関係機関との連携	
			(4)	自立に関する支援の充実	

2 重点施策

計画を推進するにあたり、計画の体系の中で本市の課題を解決するため、重点施策を定め、10年間の中で優先していきます。

基本目標Ⅰ ^{とも}男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

- 本市においては、これまでも、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、啓発を推進してきましたが、市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識に同感しない割合は、10年前と比較すると高くなっていますが、市民一人一人が生涯を通じて、男女平等の教育・学習機会を受けられることができる環境づくりが必要です。

男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

- 施策1 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- 施策2 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催

学校教育等における男女共同参画の推進

- 施策7 男女平等観に基づく教育の充実

男女共同参画の意識を高める学習の充実

- 施策10 家庭における男女共同参画意識の啓発
- 施策11 生涯学習の充実

基本目標Ⅱ ^{とも}男女にかがやく

～あらゆる分野における男女共同参画の推進～

- 本市においては、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業者や就業者の意識改善などの促進に取り組みます。
- 政策方針決定にかかわる審議会の場において、男女の意見が十分に反映されるよう、審議会等への女性の参画の割合を増加させることを目指します。

- 地域社会においては、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

- 施策19 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発
- 施策20 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に向けた啓発
- 施策21 職場でのあらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の充実

ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

- 施策22 就業環境・労働条件整備の理解促進
- 施策23 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進

女性の就業・起業等に対する支援の推進

- 施策24 女性の再就職・起業等に対する支援の充実

子育て支援の充実

- 施策26 多様な保育サービスの充実
- 施策27 特別支援教育等（特別支援学校、特別支援学級、放課後等デイサービス）の充実
- 施策28 子育てに関する経済的支援
- 施策29 子育てに関する情報提供や相談支援
- 施策30 地域における子育て支援の充実

女性の政策・方針決定過程への参画推進

- 施策34 審議会等への女性参画推進

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- 施策45 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- 施策46 防災分野における女性の参画拡大
- 施策47 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

基本目標Ⅲ ^{とも}男女にいつくしむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

- 本市においては、平成27年10月から、「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、月曜日から金曜日まで及び第1・第3土曜日（祝日・年末年始を除く。）に窓口を開き、予約なしでも気軽に相談できる体制を整えています。

DV防止に関する理解を深め、被害者の相談・保護の体制を一層充実していくとともに、庁内外の関係機関の連携を強化し、自立に向けた支援の充実に努めます。

配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

- 施策55 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

被害者等への相談・支援体制の充実

- 施策58 DV被害者等に対する相談体制の充実
- 施策59 庁内及び庁外の関係機関との連携強化
- 施策60 自立に関する支援の充実

3 計画の推進指標

基本目標		指標項目	基礎資料	現状値	目標値 (2028年度)
Ⅰ 男女（とも）にまなびあう ～人権尊重の視点に立った 男女共同参画の意識づくり～		「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない市民の割合	市民意識調査	63.5% (平成29年度)	80%
		「男女共同参画社会」という言葉の周知度	市民意識調査	63.2%	80%
Ⅱ 男女（とも）にかかやく ～あらゆる分野における男女共同参画の推進～	i 男女がともに活躍できる環境づくり	保育所待機児童数	保育課調べ	19人 (平成30年4月1日)	0人
		市の男性職員の育児参加休暇取得率	職員課調べ	47.1% (平成29年度)	50%以上
	審議会等への女性の登用率	男女共同参画室調べ	26.6% (平成30年度)	40%	
	ii 家庭や地域、社会活動での男女共同参画の推進	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	市民アンケート	12.8% (平成29年度)	50%
自主防災組織の組織率		危機管理室調べ	70.69% (平成29年度)	80%	
Ⅲ 男女（とも）にいつくしむ ～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～		配偶者などから暴力（DV）を受けた際に相談した市民の割合	市民意識調査	45.0% (平成29年度)	70%
		DV対策庁内連絡会議の開催回数	男女共同参画室	1回/年	2回/年

4 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

現状と課題

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人一人の個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

しかし、市民意識調査から、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、以前に比べて低くなっているものの、全体として女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民の割合が高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」、「政治の場」などで、高くなっていることがわかりました。

このような意識は、長い時間の中でつくられてきたものであり、すぐに改善されるものではないため、市民が男女共同参画に関する認識を深め、少しでも意識が改善されるよう、引き続き、広報・啓発活動を行います。特に、子どもから大人まであらゆる世代において男女共同参画に関する知識を深めることが重要であるため、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

また、女性も男性も、人権を尊重し、互いの性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことが大切です。ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身に付けられるよう教育・啓発に努めるとともに、人生100年時代を見据え、誰もが健康で生き生きと輝く人生を送れるよう健康づくりへの支援を行います。

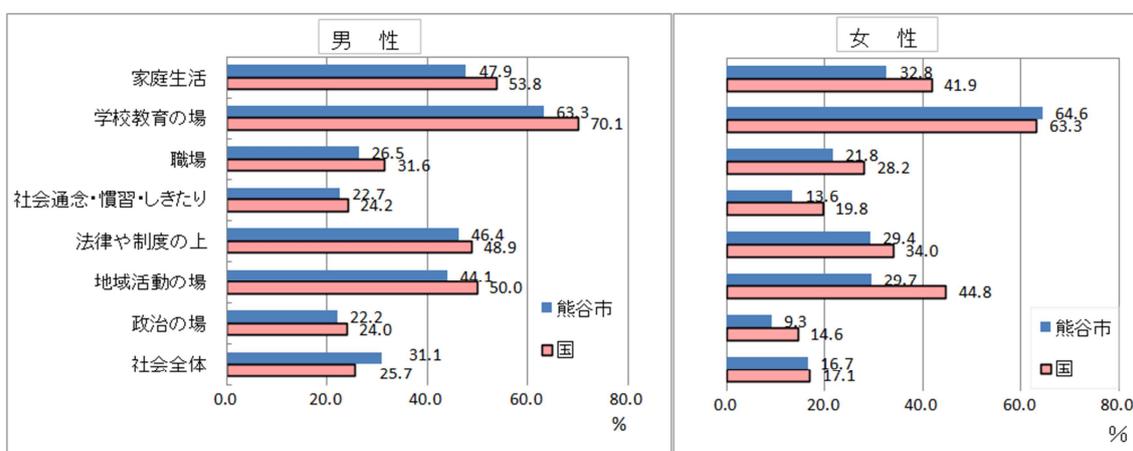
あらゆる分野における男女の地位の平等感には、男女差がある

本市における各分野の男女の地位の平等感については、女性の『学校教育の場』及び男性の『社会全体』を除いて、女性、男性ともに国より低くなっていますが、女性に比べて男性の方が、男女が平等であると感じている人の割合が高くなっています。

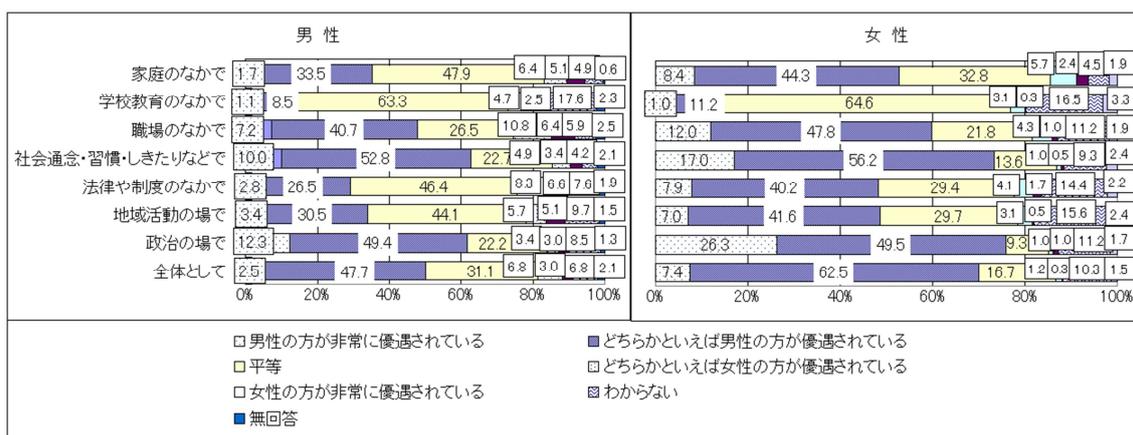
また、『職場のなかで』、『社会通念・慣習・しきたりなどで』、『政治の場で』で、「男性の方が優遇されている」との割合が高くなっています。

女性と男性の平等感には、大きな差があることがわかります。

■熊谷市と国における男女の地位の平等感



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）
 国「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年度）



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）

1 男女共同参画の意識づくり

(1) 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

女性も男性も性別に関わりなく、あらゆる分野において個性や能力を発揮することができるよう、社会の制度や慣習を見直し、意識の改革を行っていく必要があります。

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、全ての市民が男女共同参画の推進に関する基本理念を正しく理解し、意識を高められるようにするため、積極的に啓発活動を行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
1	重点施策 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発	男女共同参画の視点に立った慣習の見直し、固定的役割分担意識の解消に向けて、各種媒体等を通じて、市民全体に男女共同参画に関する意識啓発を図る。 また、条例に基づき、男女共同参画に積極的に取り組む事業者等を表彰する。	男女共同参画室 人権政策課
2	重点施策 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催	各種セミナー・講座等を開催し、人権尊重の視点に立った男女共同参画に関する意識啓発を図る。	男女共同参画室 人権政策課 社会教育課 中央公民館

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する動向を正確に把握するため、国・県が主催する会議や研修会に積極的に参加します。

また、市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、貸出可能な図書や資料を充実させます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県が主催する会議や研修会に積極的に参加する。男女共同参画に関する資料や文献を整備し、市民へ提供する。	男女共同参画室 各図書館
4	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する市民意識調査、ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する実態調査を実施し、施策推進のための基礎資料とする。	男女共同参画室

(3) メディア等における男女の人権の尊重

近年、情報化がますます進展する中で、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアの中には、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等が見受けられ、人権の侵害につながるものが懸念されます。

そのため、市民がメディアに対して敏感な視点を持てるよう、メディア・リテラシー（情報活用能力）に関する啓発を行うとともに、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った市の広報出版物やホームページなどの表現に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
5	メディア・リテラシーに関する学習機会の充実	市民がメディアに対して主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供する。	男女共同参画室
6	市の発行物等における適切な表現の促進	人権尊重・男女共同参画の視点からの市広報出版物やホームページなど市民に発信する情報の見直し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用と周知に努める。	男女共同参画室

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

(1) 学校教育等における男女共同参画の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であり、人権を尊重し、性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を伸ばす教育を行います。

また、教職員・保育関係者等が男女共同参画に関する正しい知識を持って、次代を担う子どもたちの教育に当たることができるよう、研修を充実します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
7	重点施策 男女平等観に基づく教育の充実	道徳教育・進路指導・キャリア教育等において、人権の尊重、男女平等に視点を置いた教育を行う。	学校教育課
8	教職員・保育関係者への研修の充実	男女平等を推進する教育の充実に向けて、教職員・保育関係者への研修を充実する。	学校教育課 保育課
9	人権教育・人権保育の推進	人権や生命を大切に作る心を育み、人権意識の高揚を図るための人権教育・人権保育を推進する。	学校教育課 社会教育課 保育課

(2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実

男女共同参画の意識の形成には、家庭におけるしつけや教育、親の考え方も大きな影響を及ぼすことから、家庭教育の重要性を啓発していきます。

また、社会のあらゆる分野に参画することが選択できるよう、多様な学習機会を提供します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
10	重点施策 家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に関する様々な講座の開催など学習機会を提供する。 (社会的性別(ジェンダー)視点を養成するための講座、家庭教育講座、「親の学習」講座の開催など)	男女共同参画室 社会教育課 中央公民館
11	重点施策 生涯学習の充実	市民が生涯にわたり男女共同参画について学習できるよう、各種講座を開催する。 (男女共同参画に関する市政宅配講座、男女共同参画配信講座、生涯学習講座等)	男女共同参画室 社会教育課 中央公民館

3 生涯を通じた心身の健康づくり

(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について決定することができるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。

また、児童の人権尊重を図るため、協議会を運営するとともに、青少年健全育成や児童虐待防止に関する講演会等を開催して啓発に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
12	人権啓発の推進と人権意識の高揚	全ての市民が、お互いの人権を尊重しながらともに生きる社会を実現するため、人権啓発を推進するとともに、人権相談を充実させることで人権意識の高揚を図る。	人権政策課 社会教育課
13	性の尊重や心身の健康についての理解促進	LGBT など、性の多様性を尊重した啓発活動を実施する。	人権政策課 社会教育課
		性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）や性感染症などに関する知識の普及・啓発や相談事業の充実を図る。	健康づくり課 母子健康センター 熊谷保健センター 学校教育課 男女共同参画室
14	児童虐待防止の推進	児童の人権尊重を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催し、早期発見や支援・保護に努めるとともに、青少年健全育成や虐待防止に関する講演会等を開催し、啓発を図る。	こども課
15	男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進	「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう普及・啓発するとともに、心の健康づくり対策を中心とした相談体制の充実を図る。	熊谷保健センター

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

男女がその健康状態に応じて、的確に自己管理ができるように、また、個性や能力を十分に発揮し、生き生きと自立した生活を送るためには、健康づくりは欠かせない要素となります。

そのため、全ての市民が、生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちづくりをめざし、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

特に女性は、妊娠や出産により、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、母子保健事業の実施や、生涯を通じた健康づくりを支援するための対策を推進します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
16	母子保健事業の推進	母親の健康維持と子どもの健やかな成長の促進のため、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の運営や健康教育、訪問指導、相談支援事業等の充実に努める。	母子健康センター
17	スポーツ等を通じた健康づくりの推進	各種スポーツ活動等を通じて、ライフステージに応じた市民の健康づくりを支援する。 (各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション講座、生涯スポーツの基礎づくり促進のためのスポーツ教室開催等)	スポーツ観光課 長寿いきがい課 社会教育課 中央公民館
18	健康診査等の実施	男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、性差を考慮した各種健康診査や指導を実施する。 (特定健康診査、がん検診)	保険年金課 熊谷保健センター 母子健康センター 教育総務課

基本目標Ⅱ ^{とも}男女にかがやく

～あらゆる分野における男女共同参画の推進～

ⅰ 男女がともに活躍できる環境づくり

【熊谷市女性活躍推進計画】

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域社会等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

市民意識調査では、仕事にかかる時間について、男性は1日平均約9時間、女性は1日平均約6時間と回答しており、家事・子育て・介護などの大半は、女性が担っているのが現状です。

急激な少子高齢化により、生産年齢人口の減少が進むなかで、男女がともに、仕事と家事・子育て・介護などの家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取組が求められています。

一方、女性の活躍や働き方改革が求められる中、少子化と高齢化の同時進行が続き、晩婚化や晩産化等を背景に、育児と介護の負担が同時にかかるダブルケアの世帯や、様々な分野の複合課題を抱える世帯が増加してきています。

ライフスタイルが多様化する中、子育てや介護、社会活動と仕事の両立を実現し、柔軟な働き方を選択できるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業者や就労者の意識改革などの促進に取り組むとともに、相談窓口や関係機関との連携を強化する必要があります。

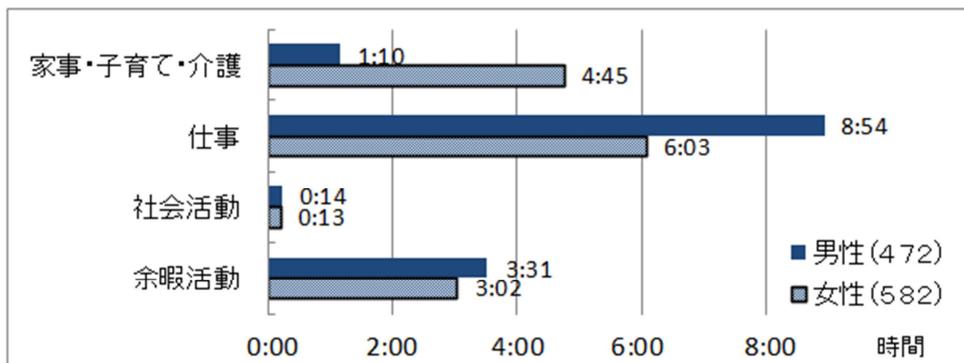
また、政策・方針決定にかかわる審議会等の場において男女の意見が十分に反映することが重要なことから、引き続き、審議会等への女性の参画の割合を増加させることを目指します。

仕事時間が長い男性と家事時間が長い女性

一日の生活時間の内訳に関する調査では、仕事にかかる時間は、男性が8時間54分に対し、女性の平均は、6時間3分となっています。

一方、家事・子育て・介護にかかる時間は、女性の平均が4時間45分なのに対し、男性の平均は1時間10分となっています。

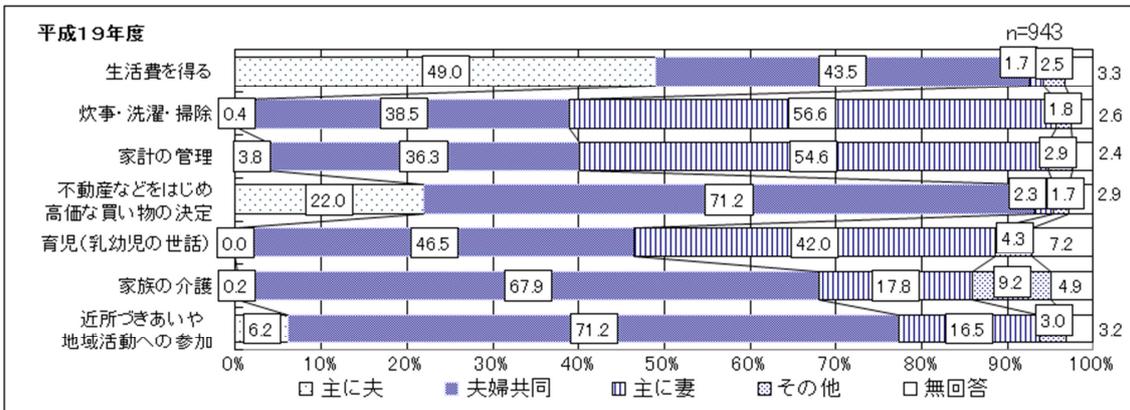
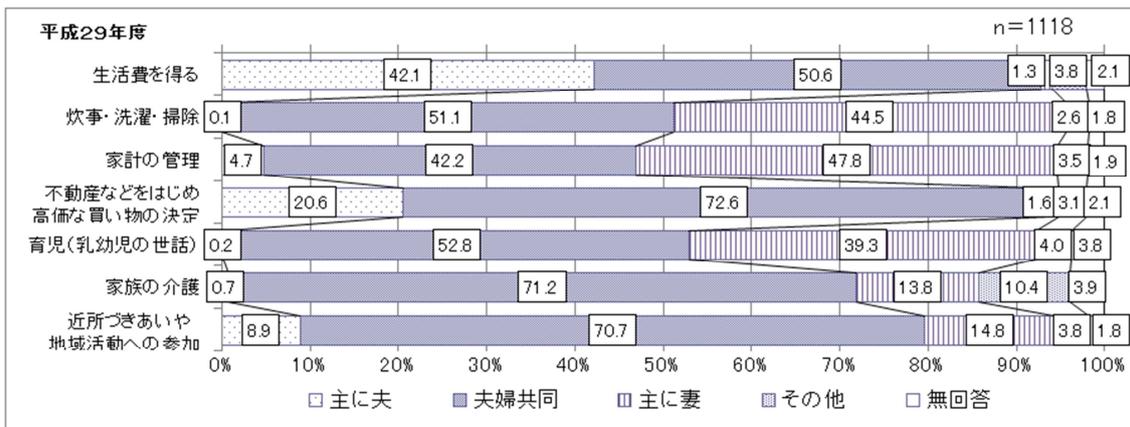
■ 一日の生活時間について



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）

家庭生活での夫婦の役割分担の希望において、役割分担意識は変化しつつある

■ 家庭生活中で希望する役割分担



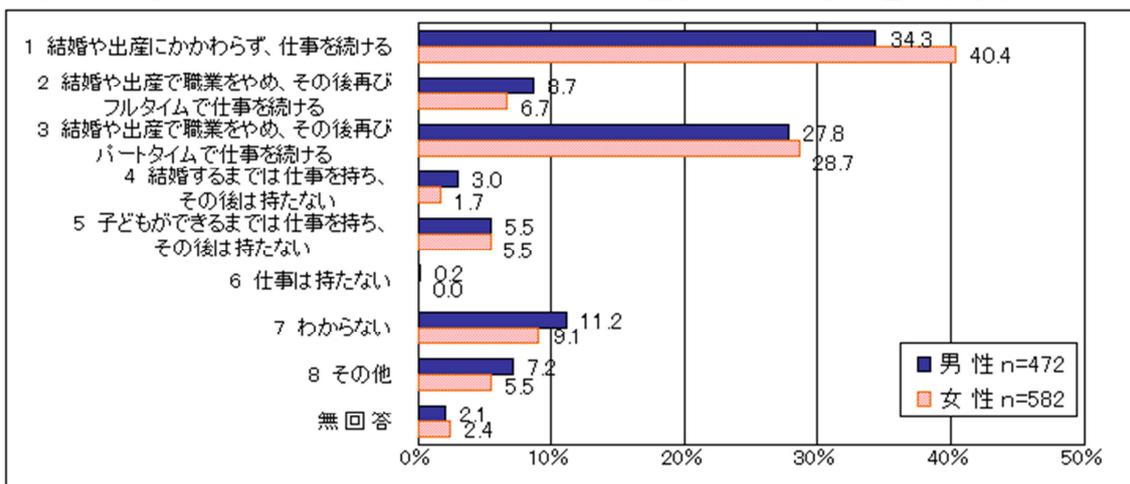
資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）

第3章 計画の内容

結婚や出産にかかわらず仕事を続けることを望む割合が高い

女性の働き方について、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が最も多くなっており、次いで、「結婚や出産で仕事をやめ、その後再びフルタイムやパートタイムで仕事を続ける」となっています。

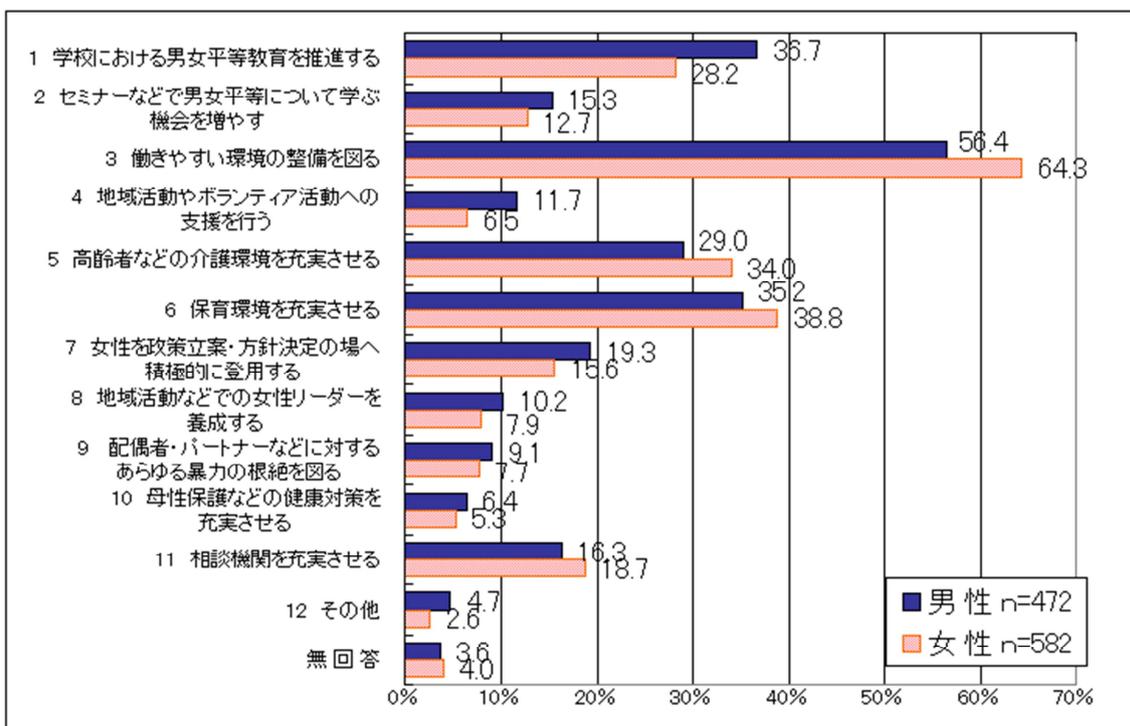
■ 望ましいと思う女性の働き方について



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度）

働きやすい環境の整備、保育環境や高齢者などの介護環境の充実が求められている

■ 男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべきこと



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 29 年度）

4 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方を見直し、職場環境の改善や意識改革を進める必要があります。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）（以下「雇用機会均等法」という。）をはじめ、労働に関する法制度について周知し、女性の活用・採用等への積極的な取組など、事業所において男女がともに能力を発揮できるようにするとともに、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを促進します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
19	重点施策 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発	職業情報の提供、労働相談窓口の周知をはじめ、事業者・市民を対象に、雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法等の労働に関する様々な法制度の普及・啓発を図る。	商工業振興課
20	重点施策 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に向けた啓発	事業者に対して、ポジティブ・アクションに関する啓発を行う。	男女共同参画室 商工業振興課
21	重点施策 職場でのあらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の充実	働く場における性別による固定的な役割分担意識の見直しとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止のための意識啓発を図り、労働者が働きやすい職場環境づくりを促進する。	男女共同参画室 商工業振興課 職員課

(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

ライフイベントに対応した柔軟な働き方を、安心して選択できることが重要です。男女がともに職場において、その個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、多様な就業形態における就業環境の改善等、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう事業所へ働きかけます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
22	重点施策 就業環境・労働条件整備の理解促進	労働セミナーや啓発資料の配布等を通じて、育児介護休業法等の仕事と家庭の両立支援制度や相談窓口の周知を行い、就業環境の改善や労働条件の整備を促進する。	商工業振興課 男女共同参画室
23	重点施策 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進	職場において、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、多様な就労形態の普及や労働時間短縮など、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを働きかける。	男女共同参画室 商工業振興課 職員課

(3) 女性の就業・起業等に対する支援

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、出産や子育てを機に離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業等新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

また、自営業や農業等の分野において、女性の参画を促進するとともに、男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた啓発を行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
24	重点施策 女性の再就職・起業等に対する支援の充実	働きたい又はチャレンジしたい女性のための講座や相談機会の情報を提供する。	男女共同参画室 商工業振興課
		起業を希望する女性に対し、セミナーの開催や、資金・経営・能力開発などに関する情報提供を行う。	商工業振興課 男女共同参画室

第3章 計画の内容

施策No.	施策	取組内容	所管課
25	自営業や農業等の分野における女性の参画促進	中小企業に対する融資斡旋や経営指導を行うとともに、勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生事業を支援する。	商工業振興課
		女性の認定農業者や家族経営協定の締結の促進に努める。 また、地元女性を中心とした団体による農産物直売所事業等の促進を図る。	農業振興課

5 子育て・介護への支援

(1) 子育て支援の充実

少子化が進む中、子育て環境は大きく変化しています。男女が働きながら安心して子育てができるよう、多様な保育形態が求められています。

そのため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な働き方に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
26	重点施策 多様な保育サービスの充実	保護者の保育ニーズにあった、多様な保育の充実を図る。 (病児・病後児保育の推進、放課後児童クラブの充実、企業内保育所の設置促進、子どものショートステイ等)	保育課 商工業振興課 こども課 社会教育課
27	重点施策 特別支援教育等（特別支援学校、特別支援学級、放課後等デイサービスなど）の充実	特別支援教育等の充実を図り、障害のある子どもに対する教育、保育、療育の機会を拡大する。	教育研究所 保育課 障害福祉課
28	重点施策 子育てに関する経済的支援	子育てしやすい環境を整備するため、子育て家庭やひとり親家庭への経済的支援など、きめ細かな支援を充実する。 (こども医療費、就学援助費、幼稚園就園奨励費等)	こども課 教育総務課
29	重点施策 子育てに関する情報提供や相談支援	家庭児童相談事業や、「子育て世代包括支援センター」の運営による子育てに関する情報提供や相談等、切れ目のない包括的な支援を提供する。	こども課 母子健康センター
30	重点施策 地域における子育て支援の充実	地域で子育てを支えるためのファミリー・サポート・センターや関係機関等と連携し、子育てを応援する体制づくりを進める。	こども課 保育課 母子健康センター 図書館
		子育て中の親子同士の交流等の場として、地域子育て支援拠点の充実を図る。	こども課

(2) 介護支援の充実

高齢者、障害者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事や地域活動などと家庭生活を両立することができるよう、関連計画に基づき介護者への支援を行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
31	高齢者・障害者に対するサービスの充実	高齢者や障害者が地域で自立し、安心して生活できるよう各種サービスの充実を図る。また、高齢者・障害者向け住宅の整備を行う。	長寿いきがい課 障害福祉課 営繕課
32	家族介護者への支援の充実	介護を行う者に負担が偏らないよう、介護者手当の支給や、相談支援事業の充実を図る。	長寿いきがい課 障害福祉課
33	介護保険サービスの充実	介護者の負担を減らすため、介護保険サービスの利用促進や社会福祉協議会による障害福祉サービス事業などの充実を図る。	長寿いきがい課 生活福祉課

6 政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進

(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進

本市では、市政運営の基本方針や市民との協働によるまちづくりを進めるため、審議会への公募委員の登用や、審議会委員における男女の構成比の均等化などに取り組んでいます。

その結果、女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策方針決定過程への参画は十分とはいえません。

そのため、今後も引き続き、市の審議会等委員への女性の積極的な登用を図ります。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
34	重点施策 審議会等への女性の参画促進	審議会等へ積極的に女性登用の推進を図り、女性がいらない審議会等の解消に努める。	男女共同参画室 関係各課
35	各種組織における女性の登用促進	社会教育関係団体や地域活動団体など、全市的な広がりを持つ組織等の方針決定の場への女性の登用を促進する。	男女共同参画室 市民活動推進課 社会教育課 関係各課
36	行政における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	女性の能力を生かした積極的な活用など、女性職員の職域の拡大や、市の女性管理職の登用促進を図る。	職員課

(2) 女性の人材育成の充実

女性のエンパワーメント等を目的として、講座等を開催し、女性の人材育成を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
37	女性の人材育成	各種団体等において女性の登用を推進するため、人材育成講座等を開催する。	男女共同参画室
38	「女性人材リスト」の拡充と活用促進	「女性人材リスト」を拡充し、審議会委員等への活用促進に努める。	男女共同参画室 関係各課
39	女性職員のキャリア形成と意識啓発	能力開発のための職員研修の参加推進により、女性職員のキャリア形成や意識啓発を図る。	職員課

ii 家庭や地域・社会活動での男女共同参画の推進

現状と課題

現在、子育て・介護・家事労働などの大半は、女性が担っている状況にあります。

そこで、就業の継続を希望する女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男女がともに子育てや家事等を担えるよう、意識改革や男性の働き方を見直す必要があります。

また、地域社会においては、男女共同参画の視点に立った防災対策や、高齢であることや障害の有無などにかかわらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが、地域全体の活性化を図ることにつながります。

そのため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備が必要です。

7 家庭生活における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活での男女共同参画を推進していくためには、家庭における男性の意識改革をはじめ、市民一人一人の自覚と積極的な参画が必要であると考えられることから、家庭における男女共同参画を進めるための啓発活動及び男女がともに子育てや家事等を担えるような学習機会の提供に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
40	子育て等に関する学習機会や情報の提供	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、様々な学習機会を提供する。 (男性セミナー、子育て講座、家庭教育講座、健康教育推進事業等)	男女共同参画室 母子健康センター こども課 社会教育課 中央公民館

8 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

施策No.	施策	取組内容	所管課
41	各種団体への男女共同参画の促進	地域活動団体、社会教育関係団体、スポーツ・レクリエーション団体等の育成・支援を行う。	市民活動推進課 社会教育課 スポーツ観光課 男女共同参画室
42	社会活動参加のための支援	乳幼児をもつ親が、各種講座等に参加しやすいよう、託児の実施を推進する。	男女共同参画室 関係各課
43	まちづくり分野における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立ち、ユニバーサルデザインの普及やバリアフリー化に配慮した誰もが住みよいまちづくりを進める。	企画課 都市計画課 関係各課
44	観光分野における男女共同参画の推進	観光事業への女性の参画促進や地域の観光行事への女性の参加促進を図る。	スポーツ観光課

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

大規模災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著に現れるため、平常時からの男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める「基盤」となります。

東日本大震災では、救援、復興等の担い手として、多くの女性が活躍しています。

本市においても、男女共同参画の視点を取り入れた防災に対する意識啓発を通して、女性の地域防災リーダーの育成を促し、女性の意見を反映させた備蓄品の配備や円滑な避難所運営など、これまでの災害時の「教訓」を踏まえ、災害発生時の対策の充実を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
45	重点施策 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発	研修会や防災訓練等への女性の積極的な参加を呼びかけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策における意識啓発を行う。	危機管理室
46	重点施策 防災分野における女性の参画拡大	防災士の資格取得や自主防災組織への参画など、女性の地域防災リーダーを育成し、防災分野への女性参画を拡大する。	危機管理室
		女性消防職員の採用・登用推進に努める。	消防総務課
		消防団員への女性登用推進	警防課
47	重点施策 男女共同参画の視点に立った災害時の対応	防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、女性の意見を反映させた災害時の対策（備蓄品配備、避難所運営等）を充実させる。	危機管理室

(3) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化率・高齢者人口の増加に加え、未婚や離婚による単身世帯やひとり親世帯の増加に伴い、生活上の困難に陥りやすい女性が増加していることから、貧困等の困難に対応し、未然に防止する取組が求められています。

また、様々な分野の複合課題を抱える世帯には、各相談窓口や関係機関との連携を強化し、個別案件ごとの横断的な課題解決に向けた支援を行います。

さらに、障害があること、外国人であること、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれていることなど、様々な制約を受けがちな人たちが、安心して暮らせるような環境整備を進めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
48	高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援	高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じて、社会の担い手として就業や地域活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指し、家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行う。	商工業振興課 長寿いきがい課 社会教育課 中央公民館
49	困難を抱えた女性等の自立支援	貧困など生活上の困難を抱えた女性等に対する相談体制を充実し、自立や就労に対する支援を推進する。 (ひとり親家庭、生活困窮者への自立支援や経済的支援等)	男女共同参画室 生活福祉課 こども課
50	障害者等の特別な配慮を必要とする人への支援	障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人たちが、能力や意欲を發揮しながら社会に参画し、ともに生活できるよう支援する。	障害福祉課 広報広聴課 関係各課

(4) 国際社会に対する理解

男女共同参画をめぐる世界的な動向等について、情報の収集・提供等を市民団体等との協働により行い、市民の理解を深めていきます。

また、国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携し、市内や近隣に在住する外国人との交流が図れるよう、多文化共生社会の実現に向けて、外国人に対する生活支援事業を推進します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
51	多文化共生社会の実現に向けた意識啓発	国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携して、国際社会に対する認識や理解を深める。	広報広聴課
52	国際交流・協力の推進	国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携して、国際交流・協力活動を推進する。	広報広聴課
53	外国人に対する情報提供と生活支援	国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携して、市内に住む外国人に対する生活支援事業を推進する。	広報広聴課
54	世界の女性を取り巻く問題の情報収集・提供	国・県が主催する会議や研修会等に参加し、国際社会の動向を把握し、市民への理解を促進する。	男女共同参画室

基本目標Ⅲ とも男女にいつくしむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

【熊谷市 DV 防止基本計画】

現状と課題

近年、DV やストーカー行為による被害、性犯罪や売買春、人身取引等の問題が深刻化しています。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題でもあるため、あらゆる暴力の根絶に向けて、社会意識の醸成が求められます。

特に、配偶者等からの暴力は、家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化するとともに、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を与えます。そのため、被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体の問題として取り組むことが重要です。

市民意識調査では、配偶者などから暴力を受けた経験のある人の割合は、11.7%でした。そして、その被害を受けるのは、多くが女性です。

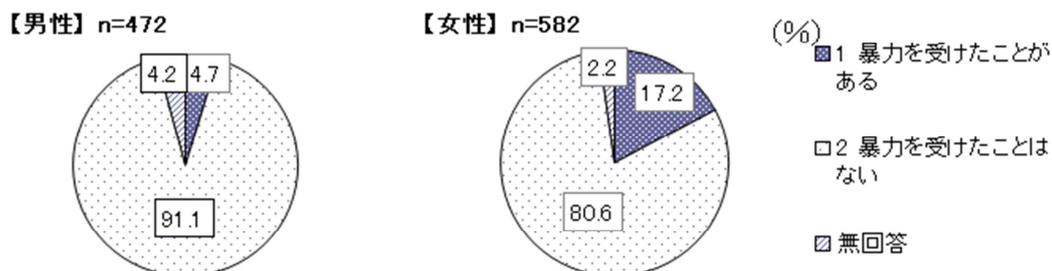
また、「DV 被害を受けた際、相談したかったができなかった」との回答が2割を超えるため、引き続き、相談窓口の周知に向けて取り組むとともに、相談しやすい体制を充実することが重要です。

本市では、平成27年10月に「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV 被害者に必要な支援、情報提供、助言を行い、関係機関と連携をとりながら、被害者支援の中心的な役割を担う機関としての機能を果たすことができるようになっており、引き続き、相談・保護・自立支援の充実に努めます。

DVの被害者の割合は、女性が多数を占めている

女性の17.2%、男性では4.7%の人がDVを受けた経験があると回答しています。

■ DVを受けた経験について



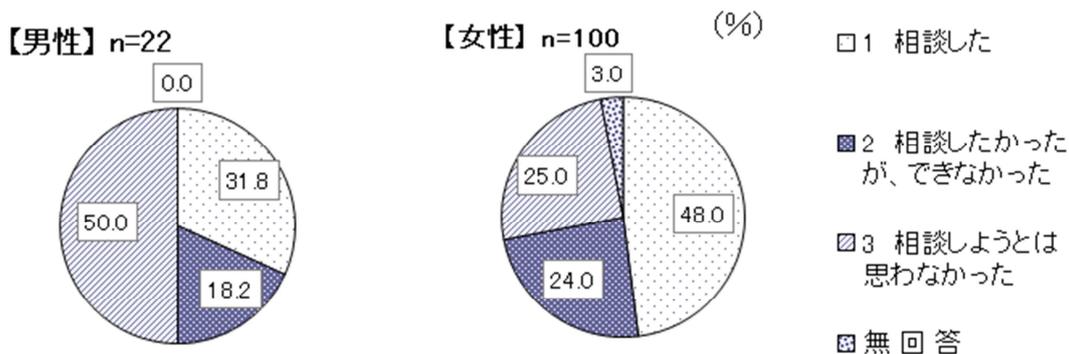
「n」は、有効回答数

資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）

DV被害を受けた女性の4人に1人は、「相談したかったができなかった」と回答している

DV被害を受けた際の相談の有無について、女性は「相談した」が48.0%、「相談したかったができなかった」が24.0%、男性は、「相談しようとは思わなかった」が50.0%、「相談したかったができなかった」が18.2%となっています。

■ DV被害を受けた際の相談の有無



資料：熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査（平成29年度）

9

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発活動の充実

（1）配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力など、あらゆる男女間の暴力を「DVである」と認識し、「DVは犯罪である」という問題意識を市民一人一人が持つことができるよう、あらゆる機会をとらえて、啓発活動を実施します。

施策No.	施策	取組内容	所管課
55	重点施策 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進	広報紙や啓発用のリーフレット等を活用し、DV防止を図る啓発活動を推進する。 DV等に関する実態調査を実施する。	男女共同参画室

（2）若年者に対する予防啓発の推進

若い世代の男女間で発生するデートDVについても、男女が互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないということを、学校等における教育のなかで意識啓発を推進していきます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
56	学校等における教育の充実	学校等において、デートDVをはじめDV防止に向けた意識啓発を推進する。	男女共同参画室 学校教育課 社会教育課

10 被害者等への相談・支援体制の充実

(1) 早期発見への取組の推進

DVに対する認識が薄く、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえやすいため、DVの被害が潜在化することが多くなっています。そのため、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等と連携し、早期発見への取組を行います。

また、高齢者、障害者、子ども等の虐待の相談窓口との連携を図ります。

施策No.	施策	取組内容	所管課
57	早期発見への取組の推進	医療・福祉関係者等への広報・意識啓発を行う。	男女共同参画室 関係各課
		民生委員・児童委員等との連携を図る。	男女共同参画室 生活福祉課
		警察署、児童相談所等と連携し、情報共有に努める。	男女共同参画室 こども課 関係各課

(2) 相談体制の充実

本市では、男女共同参画推進センター「ハートピア」に「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置しています。相談を受け避難が必要と判断した場合には、施設への一時保護の手続きを取るなど、適切な対応を行います。

被害者が相談しやすいよう窓口の周知に努めるとともに、多様化するDV被害者からの相談に対応するため、専門相談の充実のほか、相談担当職員の資質の向上に努めます。

施策No.	施策	取組内容	所管課
58	重点施策 DV被害者等に対する 相談体制の充実	被害者が相談しやすいように、相談窓口の周知に努める。	男女共同参画室
		面接や電話による相談、弁護士・臨床心理士・保健師による専門相談の充実を図る。	男女共同参画室 熊谷保健センター
		被害者のための相談・支援体制の充実を図るため、研修会等に積極的に参加するとともに情報交換等により、相談担当職員の資質の向上に努める。	男女共同参画室

(3) 庁内及び庁外の関係機関との連携

DVの被害は、子どもや高齢者等に及び可能性もあるため、庁内関係部署や庁外関係機関との連携を図り、幅広い対応が円滑に行えるよう、被害者等の支援に向けたネットワークを強化します。

施策No.	取組名	取組内容	所管課
59	重点施策 庁内及び庁外の関係機関との連携強化	DV被害者の適切な支援を円滑に行うため、「DV対策庁内連絡会議」を開催し、研修、情報交換、事例検討等を行う。	男女共同参画室 関係各課
		庁外関係機関（警察署、児童相談所、婦人相談センター、With You さいたま等）との連携を強化し、問題解決に向け、協力してDV被害者の支援を行っていく。	男女共同参画室

(4) 自立に関する支援の充実

DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、個々のDV被害者の生活に必要な支援や情報提供を行います。

特に、言葉や文化の違いから社会生活の中で孤立しやすい外国人被害者や、DVが潜在化しやすい傾向にある高齢者や障害者に対応するためには、関係機関と連携した相談や支援が必要です。

また、職務関係者が、職務によりDV被害者に二次的被害を被らせることのないよう、個人情報に関する細心の注意を払います。

施策No.	取組名	取組内容	所管課
60	重点施策 自立に関する支援の充実	個々のDV被害者の自立に向けて、必要に応じた生活に関する支援を行う。 （生活保護制度の運用、手当の申請、保育所入所手続き等）	男女共同参画室 生活福祉課 関係各課
		被害者が同伴する子どもに対する必要な支援を充実させる。 （就学手続き、心のケア等）	男女共同参画室 こども課 学校教育課 母子健康センター
		被害者に関する個人情報の保護に関する適切な運用を行う。	男女共同参画室 市民課 関係各課

第4章 計画の推進

1 市、市民、事業者の責務

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくためには、市、市民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら取組を展開していくことが必要です。

そこで、「熊谷市男女共同参画推進条例」の規定を踏まえ、それぞれの責務を計画に定めます。

市の責務

- (1) 男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む）を総合的に策定し、実施すること
- (2) 男女共同参画の推進にあたり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むこと
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めること

市民の責務

- (1) 基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画すること
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めること

事業者の責務

- (1) 基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むこと
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めること

2 推進体制の充実

本市の男女共同参画の施策を総合的かつ継続的に推進するため、次の事項に取り組みます。

(1) 熊谷市男女共同参画審議会の開催

熊谷市男女共同参画審議会は、条例第13条に基づく、執行機関の附属機関として、市長の諮問に応じて基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議します。

また、年次報告書に示された施策の実施状況、成果等に対する、同審議会の意見を反映させていきます。

(2) 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進する上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。

そのため、庁内の推進組織である「熊谷市男女共同参画推進庁内会議」を中心に、関係各課が緊密な連携のもとに、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

また、市が市民や事業所における男女共同参画形成のモデルとなるよう、職員研修等を充実させ、施策推進の中心となる市職員の男女共同参画に関する認識を深めるとともに、庁内における管理職への女性の登用や女性職員の活用を推進したり、育児休業・介護休業等の取得を推進したりするなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを積極的に行います。

(3) 市民・事業者との協働

男女共同参画を推進していくためには、市民及び事業者が、それぞれ男女共同参画に対する理解を深めていくことが大切です。このため、市民、事業者及び民間団体と協働して計画を推進していきます。

(4) 国・県等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国や県、他の地方公共団体等との連携を図るとともに、協力して課題解決に取り組みます。

(5) 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進センター「ハートピア」は、条例第12条に定める男女共同参画を推進するための拠点施設として、本計画に基づいて、講座・セミナーの開催等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供、DV等に関する相談事業を総合的に実施します。また、「熊谷市配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たし、DV被害者支援の中心的な役割を担います。

相談、その他の事業の実施を通じて市民のニーズを把握し、DV被害者への支援、女性のあらゆる分野へのチャレンジ支援、ワーク・ライフ・バランス等に関する事業の充実に努めます。

また、意識啓発を図るとともに、男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、本市の現状を把握するための意識調査を行い、調査研究の成果や収集した情報を提供・発信していきます。

(6) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、毎年度、数値目標の達成状況の把握や、各施策の企画・立案・実施に当たり、どの程度男女共同参画の視点に配慮したかを確認し、男女共同参画の推進状況、施策の進捗状況について公表し、適切な進行管理を行います。

資料編

用語解説		
行	用語	説明
あ	ウーマノミクス	ウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができる社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいくこと。
	M字カーブ	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇すること。
	LGBT	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉。性の多様性により、4つに分類されない性的マイノリティの方もいる。
	エンパワーメント	（女性が）自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、力を発揮し、行動していくこと。
	親の学習	保護者を対象に、「親の学習プログラム集」を活用し、グループによる話し合いを取り入れながら、親が親として育ち、力をつけるための学習。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	キャリア形成	仕事を通じて職業能力を習得する活動。
	合計特殊出生率	一人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかを示した値。15～49歳までの女性の年齢各歳ごとの出生率を合計したもの。
	国際婦人年	性差別撤廃に向けて世界規模の行動をもって取り組むために、1975年を「国際婦人年」とすることが、国連総会で決議された。また、1976年～1985年の10年間を「国連婦人の10年」としている。
	国連婦人の地位委員会	1946年6月に国連経済社会理事会の機能委員会の1つとして設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、これを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行う。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないサービスを提供するための総合的な相談窓口。
	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ	ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があるのに対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。 ※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）
	女性人材リスト	審議会等委員への登用や講演会講師等選定のための資料として作成。
	人身取引	人身取引は、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、相手の弱い立場を利用するなどの手段を用いて、人を連れ去り、売買して、売春などの性的搾取、強制労働、臓器摘出などの搾取を行う行為をいい、人身売買のほか偽装結婚なども手段として用いられる。

行	用語	説明
さ	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、HIV感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	性と生殖に関する健康と権利。安全で満足な性生活を営みつつ、いつ、何人子どもを産むかにつき自由に選択できる権利。そのための手段や責任や情報を得ることができる基本的権利。
	セクシュアル・ハラスメント	職場を中心として行われる性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をやる上での一定の不利益を与えたりすること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返すなど相手に不快感を与える「環境型」などがある。
た	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことができる社会。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	男女共同参画の視点からの表現ガイドライン	市の広報活動において、男女共同参画の視点に立った適切な表現にするために作成した手引書（平成27年3月作成）。
	男女共同参画配信講座	男女共同参画に関する様々な視点から設定した講座を、公民館や学校、企業などからの要請に基づきお届けするもの。
	地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
	デートDV	交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力に限らず、相手の気持ちを考えずに自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動もデートDVにあたる。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	直訳すると「家庭内の暴力」。「配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振られる暴力」という意味で使われ、「DV」と略す。身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる。
な	二次的被害	被害者が、被害を相談したり、必要な事務担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心ない言葉をかけられたりすることにより、被害の苦しみを再度受けること。
	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営改善計画を作成し、①計画が市町村基本構想に照らして適切であること、②計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること、③計画の達成される見込みが確実であることを基準に市町村長が認定を行った者。
は	パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年6月18日法律第76号）日本の経済活動を支えるものとしてのパートタイム労働力の比重が増す中で、その労働条件の不明瞭さから発生した様々な問題を解決し、短時間労働者が能力を有効に発揮できること、またその福祉の増進を図られることを目的としている。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。 ※平成13年10月13日施行 最終改正平成26年
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを行う。

行	用語	説明
は	バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。道路や建物の段差や仕切りから社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて取り除くことをいう。
	パワー・ハラスメント	職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
ま	マタニティ・ハラスメント	一般的に妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けること。法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。
	メディアリテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
や	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
ら	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働こうとしている人が対象。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できることを指す。